

2026 年 7 月 9 日

三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社

分配金支払日の変更に関するお知らせ

「不動産のデジタル証券～神戸六甲アイランドDC～（譲渡制限付）」（以下「本信託」といいます。）に関し、分配金の支払日を、下記のとおり変更（以下「本変更」といいます。）することといたしましたので、お知らせいたします。

本変更は、2026 年 4 月 1 日以後に適用される特定受益証券発行信託に係る税制改正及び一般社団法人信託協会の計算規則（受益証券発行信託計算規則）の改正（以下「本税制改正」といいます。）への対応として行うものです。本税制改正は、当該信託に係る課税関係の明確化を目的として実施されたものです。これに伴い、未処分利益を超える分配金の税務上の取扱いが見直されております。

本信託においては、分配手続の適正かつ円滑な実施、分配額の確定および税務処理に必要な期間の確保、ならびに法令適合性の観点を総合的に勘案し、本変更を行うことを決定いたしました。

なお、本変更は本税制改正への対応に伴う事務的な変更であり、本信託の運用方針、投資対象資産および収益分配方針等の実質的な内容に変更はございません。

記

変更内容

変更前	毎年 <u>1 月</u> 及び <u>7 月</u> の各末日（当該日が営業日（※1）でない場合、前営業日とする。）
変更後	毎年 <u>2 月</u> 及び <u>8 月</u> の各末日（当該日が営業日（※1）でない場合、前営業日とする。）

※1 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号。その後の改正を含みます。）により日本において銀行の休日と定められ、又は休日とすることが認められた日以外の日をいいます。以下同じです。

※2 2026 年 7 月末日の計算期日より、分配金支払日の変更を適用いたします。

以上